

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

令和6年3月
あいち知多農業協同組合

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の内容を踏まえ、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守・尊重し、経営者保証を求めない可能性について、組合員・利用者さまの意向を踏まえたうえで、誠実に対応するよう努めてまいります。

2. 経営者保証の契約時の対応について

保証契約を締結する際、以下の点について確認を行い、総合的な検討を行います

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ② 法人と経営者個人の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

保証契約の変更・解除のお申出があった場合、改めて保証契約の必要性を検討するとともに、その結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

保証履行を請求する際、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、履行範囲を決定します。